

登録電気工事業の内容変更届について

この届出は、登録電気工事業者が登録内容を変更した場合に行う手続です。
変更の日から30日以内に届出書を提出してください。

提出書類	指定様式	変更の内容						備考
		住所・氏名または名称	役員	営業所の名称・所在地	電気工事の種類	主任電気工事士等	主任電気工事士等の免状	
変更届出書	規則様式第11	○	○	○	○	○	○	
届出者の住民票抄本または登記簿謄本		○	○	△				営業所を登記している場合
登録証原本		○			○			原本を訂正するため
誓約書	要綱別記様式1		○					
主任電気工事士の誓約書	要綱別記様式2					△		従業員が主任電気工事士になるとき
主任電気工事士の従業員証明書	要綱別記様式3					△		
電気工事士免状のコピー						○	○	第1種電気工事士は「講習受講記録」のページもコピーすること。
主任電気工事士等の実務経験証明書	要綱別記様式4					△		主任電気工事士が第2種電気工事士の場合に必要(※)
手数料 ¥2,200		○	/	/	○	/	/	香川県証紙にて納入

注：○…必要，△…備考欄に該当する場合に必要

※ 実務経験は、電気工事業の登録者（社）に証明してもらってください。

第2種電気工事士免状交付後から実務経験の対象になります。